

WESパブリックコメント募集結果公開文書

日本溶接協会規格 WES 8701:20XX「溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準」に対する
パブリックコメント募集の結果について

(社)日本溶接協会
WES 8701 原案作成委員会

(社)日本溶接協会では、この度、標記WES規格案に対して、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集致しました。

意見をお寄せ頂きました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、WES 8701原案作成委員会での審議の結果、別添のとおり取り纏めましたので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果：意見提出数45件
2. 対応結果：別紙のとおり

以上

問合せ先：

- ・ FAX の場合 FAX 番号：03-5823-5211 (社)日本溶接協会 規格委員会 事務局
 - ・ 郵送の場合 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20
(社)日本溶接協会 規格委員会 事務局
 - ・ 電子メールの場合 e-mail：it-center@jwes.or.jp (社)日本溶接協会 規格委員会 事務局
- なお、電話による御問合せには対応しかねますのであらかじめご了承願います。

日本溶接協会規格 WES 8701:20XX「溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準」に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています)

整理番号	対応条項	提出されたご意見	対応方針(案)	理由
1	本体11.2 認定事業者の義務b)	申請時に提出した書類の中には、組織図と配置技術員名、設備及び機器類、品質マニュアル類なども含まれます。これらは、会社業務遂行の過程でたびたび変わっていきます。全ての事項を遅滞なく届け出て承認を得るのは過剰ではないでしょうか？遅滞なく届け出て承認を得なければならない書類及び事項と技術員の登録内容の変更時(半年)にまとめて届け出ることの良いものを解説等で明確にしてほしいと思います。	解説の3.19に以下を追記する。 「ただし、変更が生じたときは、速やかに届け出るのが基本であるが、認定の登録要件に関わる事項以外は半年ごとの届出でよい。」	認定事業者の負担を軽減するため。
2	附属書1 3.5 記録の管理	品質記録の中には顧客に提出する検査報告書、検査手順書も含まれます。提出した検査報告書、検査手順書にワープロミス等があれば見え消しではなく修正後の完全な書類を要求されます。 品質記録管理規程には「社内保管記録等の修正は再作成せずに見え消しの修正でも構わない」としか書けません。解説に一言あれば理解しやすいと思います。	該当部分を「記録（生データ）」と修正する。	内容を明確にするため。
3	附属書1 3.6調達の管理(検査役務を含む)	調達仕様書よりも注文書の方が理解しやすいと思います。検査会社が注文する物品はカタログ品が主で仕様よりも型番、機器名で注文します。	調達仕様書（注文書）に修正する。	認定事業者がより理解しやすくするため。

4	<p>解説 2. f) 認定の継続</p>	<p>「2年ごとのサーベイランスが不可欠であるとの意見に対し、事業者に費用増加を強いることになるため、従来の継続を廃止し、認定期間を3年間とした」とあるが、1回のサーベイランスにかかる事務的手間及び費用と3年ごと新規認定同等の事務的手間及び費用との対比が分からないので、「2年ごとのサーベイランス」より、「3年ごとに継続」の方が本当に良いのか分からない。</p>	<p>2年ごとのサーベイランスにおいては、現状の業務確認と同様の手順を経ることになり、この方が手間がかかることになるため。</p>	<p>認定期間を3年とすることによって必要な手間は、従来とほとんど差異が生じないと考えられるため。</p>
5	<p>・ 本体5.1表2 ・ 本体5.2表3 ・ 附属書2 1.1.3</p> <p>検査技術者の所有資格、審査基準</p>	<p>検査技術者の必要資格はJIS Z2305レベル1以上となっているが、JIS Z2305レベル2以上及びWES 8103 2級以上とし、登録審査に、外観検査に関する業務経験の提出あるいは、外観検査に関する講習の受講を規定すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>1)現場で実際に実務を担当する検査技術者の知識レベルが上級試験技術者と比較し、乖離している。</p> <p>2)検査技術者が溶接及び外観検査に関する知識経験が不明確。</p> <p>3)WES 8701の登録証ではJIS Z2305レベル1所持者かレベル2所持者かが不明である。</p> <p>4)5.2表3の注釈にJIS Z2305に規定する範囲を超えることが出来ないとあるが、これでは品質システムの規定等に、非破壊検査業務、校正等の業務の実施は「JIS Z2305レベル2以上の検査技術者」を謳う必要が有る。</p> <p>5)上記の理由により品質システムの管理が煩雑となり、不適合発生の要因となる。</p> <p>6)判定の出来ないJIS Z2305レベル1の検査技術者を単独で業務に着かせることはできない。(検査結果分類業務のみ単独で行う検査業務は皆無と考えられる。) 即ちJIS Z2305レベル2の検査技術者が付き添う必要があり、この場合補助者となるのでレベル1の検査技術者の登録は不要と考えられる。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>外観検査については、新規規定のもとでは、講習及び試験を行う。</p> <p>2007年版ではJIS Z3861に基づくB種技術者資格も認めているため、表現はこのままとする。</p> <p>認定事業者が検査技術者の資格としてJIS Z2305のレベル2以上の方がよいと考えるのであれば、そのように運用することに何ら問題はない。</p>

6	<p>本体表2 本体3.定義</p>	<p>1)本文、表2：上級検査技術者 a) JIS Z2305に基づくレベル3→ 「JIS Z 2305に基づくレベル3の<u>非破壊試験技術者</u>」を追記</p> <p>2)本文、表2：検査技術者 a) JIS Z 2305に基づくレベル1以上の資格→JIS Z 2305 に基づくレベル1以上の<u>非破壊試験技術者</u>」を追記</p> <p>3)本文3.定義 非破壊検査の定義が記載されていない。 「3.8非破壊検査 該当する非破壊試験を検査技術者が承認された管理文書に従って実施し、そのNDT結果の合否判定を提出すること。」</p> <p>【理由】 JIS Z 2305 の適用範囲により</p> <p>1)、2)いずれもJIS Z2305では非破壊試験であり、その該当するNDT技術者の資格を保有していることを追記し、非破壊検査技術者の資格を得る。</p> <p>3)非破壊試験という用語は、「序文」と「4.1認定検査部門」に使われていますが、この規格では非破壊試験と非破壊検査の区分を明確にするべきと考えます。よって上記のような定義が考えられます。また、手順書も無く、JIS通りの手順内容で実施した場合は、検査ではなくて、試験となる。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>JIS Z2305を引用規格としており、これは不要と考える。</p> <p>JIS Z2305を引用規格としているため、これは不要と考える。</p> <p>非破壊試験及び非破壊検査の定義は、JIS Z2300に記載してあるため。</p>
---	------------------------	--	------------------	---

7	<p>本体 表3</p>	<p>検査技術管理者： b)判定基準の決定→<u>確認又は承認</u> 基準は基準法令で決定されているので、その基準を確認/承認する。 c)<u>検査の総合判定</u>→<u>検査業務の全責任</u></p> <p>上級検査技術者： a)検査手順書の作成→<u>検査手順書の作成/確認</u> c)検査業務手順の立案→<u>確立又は認可</u> g)検査結果の判定→<u>当該検査結果の全責任</u> h)又は検査報告書の審査→<u>確認</u></p> <p>いずれもJIS Z2305 4項 NDTレベルとの整合性を確保したい。 検査技術者等は、JISの資格を保有しているので、職務内容に混乱が無いように規定する。 社内で審査という用語は使用していないし、第三者が使う用語で、社内では確認することが重要と考えます。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>原文のままで不具合は生じないと判断したため。</p>
---	--------------	---	------------------	-------------------------------

8	<p>本体 1.適用 範囲</p>	<p>「1.1」は「事業者の認定のために適用する。」こと、「1.2」は、事業者が行う 「非破壊検査業務の遂行能力の適格性、信頼性等を審査するための要求事項」を規定していて、「事業者の業務のすべての適格性」を含んでいないので、検査業務以外については適用できないのではないですか。</p> <p>【理由】 昨年度の意見募集の「回答」では、「非破壊検査業務の遂行能力の適格性、信頼性等の確認の一環として要求しています。」でしたが、恣意的な拡大だと受け取りましたので、適用範囲の文章で、「事業者の業務のすべての適格性」を求める根拠を再確認します。</p> <p>A社においては、B事業部(非破壊検査)、C事業部(建設)、D事業部(焼鈍)で同じ品質システムで運営しているが、CIW認定はB事業部だけである。</p> <p>この場合、C事業部、D事業部も「信頼性等の確認の一環の要求」ですか。</p> <p>また、認定検査部門、登録事業所を厳格に規定し、認定事業者の義務を謳っている11.2、12.1の警告対象である11.2 のa)からe)と相容れない枠組みとなります。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>本規格の規定に従って、今後も運営していくため。</p>
---	-----------------------	--	------------------	--------------------------------

9	<p>本体 3.定義</p>	<p>「検査事業者」、「事業者」、「認定を申請できる事業所」、「認定事業者」、「登録事業所」、「建築鉄骨検査適格事業者」、「主たる登録事業所」、備考3の「主たる事業所以外の登録事業所」、「認定範囲」、「適用範囲」、「登録事業所と登録部門の権利義務」などを、整合性をとって定義されていないので定義を求めます。</p> <p>【理由】 昨年度の意見募集の回答は、「原文の通り」で、その根拠が示されていません。今回の改正では、3.19で「事業者」を「認定事業者」に変更しています。</p> <p>これは両者に相異・誤解釈があるからだと推察します。従って、誤解釈の出ないように上記の事項についての定義をする必要があります。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>必要に応じて使い分けているため。</p>
10	<p>本体 12.5 認定の取消</p>	<p>倫理問題は、認定業者にとって重要で、利害がからむ微妙な事項ですので、認定の停止、取消などの公開される処分には、後日の係争を避けるために当事者の「意見陳述の権利」が謳われているのが一般的だと思います。</p> <p>発生事業所の合意なくしての発表は、その後の係争にも留意する必要があります。従って、倫理委員会の概要を謳い込む必要がでます。</p> <p>【理由】 ①昨年度、本基準に謳われていない「倫理委員会」の規定を求めましたが、回答は、「ここに記された“要求”は、今回の要請事項とは異なるカテゴリーに属します。倫理委員会は常設委員会です」また、別の質問では、「2007年版にも存在しています」でした。従いまして、倫理が重要な事項であるなら、明確な枠組みを公開しておくべきものと考えます。 ②2007年版では、「調査員会」であって「倫理委員会」は何処に謳われていたのでしょうか。このような曖昧な処罰決定委員会であってはならないと考えます。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>非破壊検査の業務を適切に遂行していくためには、倫理も重要であるため。</p>

11	<p>本体 12.5 認定の取消</p>	<p>「15.2 c)「認定事業者として相応しくない行為」、とは、11.2 「認定事業者の義務」の a)～e)と理解してよいのか。</p> <p>【理由】 昨年度の意見募集の回答は、「事業者認定を行っていますので、関連した倫理的問題は、事業者としての適格性に問題を生じます。倫理は、本事業者認定を受ける事業者にとって重要な事項です」でしたが、何処に「倫理」が係わってくるのでしょうか。事業者認定としましても、認定検査部門、登録事業所を厳格に規定しています。回答論が理解できません。従って、再度「認定事業者として相応しくない行為」、とは何ですか。と問いかけます。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>認定事業者の義務、及び附属書1に記載の内容も含まれるため。</p> <p>「認定事業者として相応しくない行為」には、倫理上の問題は当然入ってくるため。</p>
12	<p>本体 序文 の最終段落</p>	<p>「適切な事業者等を認定することを目的とする」を変更して、「公明正大な検査ができる事業者を認定することを目的とする」</p> <p>【理由】 会社ぐるみの不正検査が検査の技量や品質管理よりも重大な不具合を起こしているのでどう不正検査を防ぐかが一番重要。</p>	<p>原文のままとする。</p>	<p>規格に記述するには適切でない内容と判断したため。</p>
13	<p>本体4.2 表1</p>	<p>認定検査部門の検査技術者「上級検査技術者1名につき1～10名」を「0～10名以内且つ上級検査技術者と合わせて3名以上」に変更</p> <p>【理由】 全員上級検査技術者になったら認定取り消しに読める。</p>	<p>解説 3.5事業者の認定種別（本体の4.2）に以下を追記する。「ただし、備考2では同一検査部門における上級検査技術者と検査技術者の重複登録を認めていないが、認定要件を満たしていることを確認する際には、必要によって上級検査技術者を検査技術者としてみなしてカウントすることができる（例えばD種を例として考えると、検査技術者不在で、上級検査技術者が4名の場合、上級検査技術者が2名、そして検査技術者が2名とみなすことができる）。」</p>	<p>意見の主旨を取り入れたため。</p>

14	本体8.1審査基準	<p>審査基準にb)として 倫理を確立し検査結果の偽造、担造等不正検査は行わない旨の宣誓書の提出を加える。</p>	原文のままとする。	規格に記述するには適切でない内容と判断したため。
15	本体11.2 a)b)	<p>11.2のa)b)遅滞無く届けるを認定要件が変わらないなど軽微な変更は更新時でも良いを付け加える。</p> <p>【理由】 資格者が資格を喪失したり会社を辞めたり又は入社した場合及び代表取締役以外の経営者の一部が変更になった場合に全て届ける必要は認められない。 日本溶接協会から資格者名簿が発行されてもいないのですから。</p>	<p>解説の3.19に以下を追記する。 「ただし、変更が生じたときは、速やかに届け出るのが基本であるが、認定の登録要件に関わる事項以外は半年ごとの届出でよい。」</p>	認定事業者の負担を軽減するため。
16	附属書1 3.1事業者の組織	<p>「責任及び権限、並びに登録された技術者を組織図、体制表等で明確にしなければならない」を「体制表等でおおよそ表しておく」に変更。 実際の会社は権限の隙間などがあり、役所的な縦割りにならないように柔軟に運用しているのが実態です。明確に出来るとは思っていません。</p> <p>C)内部監査員の任命 2名以上の内部監査員を任命しなければならない・・・ これを下記に変更 内部監査員は1名以上で経営者が信頼できる者を選任する。</p> <p>【理由】 内部監査2名以上は5名の会社でどうやって2名の監査が出来るのか疑問です。 また、内部監査員に研修コースとか書いていますが経営者の信頼が一番です。 解説に色々書いていますが矛盾でしょう。</p>	原文のままとする。	規定では2名を要求しているが、解説3.37で緩和をしている。

17	附属書1 3.2記録の管理	<p>d)資格の取得及び職務能力の維持向上並びに倫理に関する年間の「教育・訓練」を計画しとありますが、それを削除。</p> <p>【理由】 年間計画を立てる必要性が全ての会社にあるとは思えません。個別の会社の自由裁量です。規格に書く必要はないでしょう。</p>	原文のままとする。	年度計画なしに、業務が遂行できるとは考えられず、詳細な日時までを要求しているわけではないため。
18	附属書1 3-3 b)	<p>3-3 b)契約文書に倫理に係る事項の記述を削除</p> <p>【理由】 客の要望や客の用紙、書式があるので全部に書くことは不可能です。</p>	原文のままとする。	「附属書1 3-3 b)契約文書（見積書、検査手順書等）」で適宜判断可能であるため。
19	附属書1 3-3 c)	<p>c) 検査業務の遂行結果に対する偽造、捏造等の不正行為の禁止</p> <p>【理由】 この項が一番大事なのでこれをa)に持って行く。できたら太字か字を大きく表示。</p>	原文のままとする。	項の順番については、検討委員会に一任してほしいため。
20	附属書1 3-3 c)	<p>e) 検査業務に対する報酬以外いかなる便益を含む供与の禁止</p> <p>【理由】 田舎の工場で検査する時に弁当持参お茶も飲まない等はできないので、常識的な範囲を超えるものは禁止。解説に1日1,000円程度の弁当お茶等と記載する。</p>	原文のままとする。	規格に記載するには適さない内容と判断したため。

21	附属書1 3.4.3b)	<p>3.4.3b) 所有している法令、規格等は所有リストを作成して関係者へ周知しなければならない。この項削除</p> <p>【理由】 「3.4.3a) 検査業務に必要な法令、規格等は必ず所有し、関係者が利用可能な状態にしておかねばならない。」があれば充分でリストにするとか等は個別の会社の自由裁量。</p>	原文のままとする。	この項は必要と判断したため。
22	附属書1 3.5c)	<p>3.5c)記録に修正が出た場合、管理すべき品質記録の修正は見え消しとし・・・。</p> <p>この項削除か他の記述に変更</p> <p>【理由】 見え消しの報告書を受け取るお客さんはいない。 検査手順書の変更を見え消しにする理由が分からない 現実的にできないことは規格に書かない。 実際に検査作業をしている会社に聞いて下さい。どこまで出来るか。</p>	該当部分を「記録（生データ）」と修正する。	内容を明確にするため。
23	附属書1 3.6a)	<p>3.6a) 経営資源(要員、設備)の表現の変更 検査技術者の能力、資格、保有検査機器に変更</p> <p>【理由】 私は人間であり資源ではない。会社、団体、規格等は人々が幸せになるためにあるのに、その人を資源扱いには納得ができない。人間を資源と表現する感性を疑う。 従業員を資源だと思うからリストラとか言って従業員の首を切って自分のボーナスを増やす経営者がもてはやされている。 この風潮を無くすためにも人間を資源と表現してはいけない。</p>	原文のままとする。	JIS Q9001の表現にならったため。

24	附属書1 3.6b)	<p>3.6 b)調達仕様書の作成 特別な試験機器等を購入する場合は仕様書を作成する。 に変更。</p> <p>【理由】 一般の探傷器等を購入する時に書類は作らない企業が多い。 一般的な溶接ゲージを購入する時に商社へ電話一本で購入するのが普通で、そのために書類は作らない。</p>	原文のままとする。	解説3.34 b)でカタログで代用してもよいとしているため。
25	附属書1 3.6c)	<p>3.6 c) 調達品が、調達仕様を満足しているかどうかを記録審査、立会い・・・ この項削除。</p> <p>【理由】 附属書1 3.7施設、設備及び機器の管理 「検査結果に影響を及ぼす施設、設備及び機器は、性能及び精度が定められた規準に適合していなければならない。」 があれば3.6c)はいらない</p>	<p>附属書1 3.6 c)及び附属書1 3.7については、原文のままとする。</p> <p>ただし、解説3.34 c)を設け、補足説明をした。</p>	対応方針で、意見の主旨を取り入れたため。
26	附属書1 3.8c)	<p>3.8c)工程管理の手順を明確にしなければならない。 この項削除</p> <p>【理由】 1日で終る検査や前の日に依頼される検査にこういう手間はかけられないし経済的でない。 無駄な手間で経済合理性を無視した要求事項</p>	原文のままとする。	この内容は、基本を述べたものであり、適宜必要に応じて経済合理性を考えればよい。

27	附属書3 2.1、2.2、2.3	<p>「建築材料の試験・検査に関する研修等で認定委員会が認めた研修を受講していなければならない」を削除</p> <p>【理由】 建築鉄骨に関してJSSCが認定する資格を持っているのになぜ必要か疑問。 他の都門、特に原子力は建築より高度な知識や専門性が要求されるのにCIWの一般認定で済んでいる。その他の部門との整合性が取れていない。</p>	原文のままとする。	認定委員会が認めようとしている研修は、幅のあるものを考えており、不都合は生じないと判断したため。
28	本体 4.2事業者の認定種別	<p>表1及びその備考では、認定種別の必要資格保有者数が明確になってないと思います。</p> <p>【理由】 例えばB種の認定を受けようとする事業者が、10事業所ある場合、必要な資格者数はいくつなのか、登録事業所には何人必要なのか算出が難しい。重複登録、兼務などで表現が複雑であるように思われます。また各1名以上は認定検査部門ごとなのか、違うのかも明確でないと思われます。</p>	原文のままとする。	本体 表1 備考3参照。
29	附属書1 3.7 c)	<p>「保有する設備及機器の・・・・・・定期的に点検又は校正を実施・・・・。」で附属書1表1の設備及び機器全て(温度計、かね尺等)に適用することはコストがかかります。</p> <p>【理由】 ある程度の誤差(大きい誤差も生じにくい)があっても、品質に影響されないと思います。</p>	解説3.35d)を追記した。	対応方針で意見の主旨を取り入れたため。

30	附属書1 3.5 c)	<p>検査報告書、検査手順書は、見え消しとし、修正日、修正者、理由を付記するのは現実的ではない。</p> <p>【理由】 作業記録は、見え消しとし、修正日、修正者、理由を付記するは妥当と思いますが、検査報告書、検査手順書の修正は、差替えになる場合が多いからです。</p>	該当部分を「記録（生データ）」と修正する。	内容を明確にするため
31	本体 1.適用 範囲	<p>1.1で「…非破壊検査(外観検査を含む；以下、同様)を…」とある。</p> <p>【意見】 表3中では「溶接構造物の外観検査を含む非破壊検査とある。」 ここで、</p>	原文のままとする。	外観検査の重要性を強調するため。
32	本体 7.認定 の申請条件	<p>a) で「…法律に基づく法人(又は、法人に所属する部署)とし…」とある。</p> <p>【意見】 (又は、法人に所属する部署)は何を意図しているのか？ 本体3.1 事業者とは一致しない。</p>	…法律に基づく法人(又は、法人に所属する部署)とし…」の(又は、法人に所属する部署)を削除する。	修正ミスのため。
33	5.2 技術者 の任務及び 責任並びに 知識及び職 務能力	<p>表3 で「外観検査を含む<u>当該検査部門</u>に…」とある。</p> <p>【意見】 表中、6.4 a)、附属書 表1に用いられているが、本体4.1では認定検査部門とあり統一した方がよいと思うが…</p>	原文のままとする。	原文のままの方が、整合性がよいとはんだんしたため。
34	附属書1全文	<p>1.1では“顧客”とあるが、3.3 d)では依頼者とあり整合していない。他にもある。</p> <p>【意見】 どちらでも良いから全文で整合させた方がよい。</p>	「顧客」に統一する。	意見を取り入れたため。

35	附属書1 3.4.2	「a)・・・(引合文書、検査仕様書、 <u>調達先の作成文書</u>)の・・・」とある。 【意見】 顧客からのどのような文書か意味不明。	「a)顧客関連文書等(引合文書、検査仕様書等)の確認の担当」に修正する。	「調達先の作成文書」の表現が曖昧であったため。
36	附属書1 3.8 検査業務の管理	「b)・・・技術者による作成、審査、承認を行い・・・」とある。他にもある。 【意見内容】 認定会社の技術者数の規模もあることから、一律に三つの印鑑を求めることを規定すべきではない。メクラ印を助長する一因ともなりかねない。 当該認定会社の品質マニュアルの規定事項を審査すればよい。一律に決めることではない。 「b)・・・技術者による 作成、審査、承認 を行い・・・」でよい。	原文のままとする。	作成者、審査者及び承認者は明確にする必要があるため。
37	附属書1 3.6 調達の管理(検査役務を含む)	「検査業務の品質に影響する機器、校正及び役務の調達に際しては、・・・」とある。 【意見】 “調達品”はなくてよいか？	原文のままとする。	調達品も含めて考えているため。
38	附属書1 2.1 品質マニュアルの作成	「・・・必要な技術的又は管理的な手順、要領等を・・・」とある。 【意見】 何が“技術的”で“管理的”なのか、以降の文中に明示がない。	原文のままとする。	原文のままで不都合は生じないと判断したため。
39	附属書2 1.3技術者の登録及び確認	「本協会は、登録申請に基づいて、申請内容を審査・確認し、登録条件に適合する技術者を登録簿に登録し、登録技術者に資格登録証を交付する・・・」とある。 【意見】 認定会社でなくても1.1の登録条件を満たせば資格登録証が交付されるのか？ 以前、とても認定を取得できるとは思えない会社の登録証が一人歩きした実績がある。工夫する必要があるが、認定会社以外には資格登録証を交付出来ない文言が必要である。	原文のままとする。	認定事業者しか登録申請はできないため。

40	<p>附属書3 2. 技術者に関する付加事項</p>	<p>「以下に示す付加事項を満足する各技術者をそれぞれ1名以上配置しなければならない。……」とある。</p> <p>2.1 検査技術管理者 2.2 上級検査技術者 2.3 検査技術者</p> <p>【意見】 現在の名簿を見ると規定通りとはなっていないようであるので、規定を現在運用している方法に改訂しなければならない。また、2.1の検査技術管理者と2.2の上級検査技術者は複数名の登録があるものの2.3の検査技術者を登録していない認定会社もある。とにかく、現状行っていることを明文化すべきである。</p>	<p>解説 3.5事業者の認定種別（本体の4.2）に以下を追記する。</p> <p>「ただし、備考2では同一検査部門における上級検査技術者と検査技術者の重複登録を認めていないが、認定要件を満たしていることを確認する際には、必要によって上級検査技術者を検査技術者としてみなしてカウントすることができる（例えばD種を例として考えると、検査技術者不在で、上級検査技術者が4名の場合、上級検査技術者が2名、そして検査技術者が2名とみなすことができる）。」</p>	<p>意見の主旨を取り入れたため。</p>
41	<p>7. 認定の申請条件</p> <p>8. 審査</p>	<p>7. 認定の申請条件 「e)検査業務を遂行するために必要な設備及び機器を保有していなければならない。……」とある。</p> <p>8. 審査 「e)保有(リース等を含む)する検査設備及び機器が……」とある。</p> <p>【意見】 附属書1 3.7では、「施設、設備及び機器の管理」とある。 認定及び審査の対象外として良いか。</p>	<p>7. 認定の申請条件 e)を修正した。</p>	<p>文章の校正ミスのため。</p>

42	本体 8.審査	<p>b)品質マネジメントシステムを文書化した品質マニュアル等が附属書1に記載の要求事項に適合し、これに基づいて…とある。</p> <p>d)申請する登録事業所が、<u>同一品質マネジメントシステム</u>のもとで運営されていなければならない。…とある。</p> <p>【意見】 附属書1 2.2品質マニュアルの作成では、執行責任者(社長又は事業所長)の承認…とあり、事業所ごとの品質マニュアルの作成は可となる。これでよいか。</p>	原文のままとする。	原文のままで不都合は生じないと判断したため。
43	本体 8.2審査方法	<p>「…については、申請事業者等に対して…」とある。</p> <p>【意見】 「等」は不要である。</p>	原文のままとする。	規格標題との整合性のため。
44	附属書1 3.5 記録の管理	<p>「c)…品質記録の修正は見え消しとし、修正日、修正者、理由を附記…」とある。</p> <p>【意見】 検査報告書ではできない。各社の品質マニュアルに委ねるべき項目である。</p>	該当部分を「記録(生データ)」と修正する。	内容を明確にするため。
45	規格全文	<p>規格に用いる漢字について、規格協会ではどの基準によっているのですか？</p> <p>例えば、附属書1 3.9 内部監査 ……事項の順守状況を定期的に監視…とあるが、“遵守”ではありません。</p> <p>もし、“順守”にするのであれば、附属書も”付属書”になると思います。その他に”捏造”もあります。</p>	基本的にはJISに準拠している。	対応方針で不都合は生じないと判断したため。